

2 出願人が、規則<sup>20. 5</sup>(a)(ii)の規定により当該欠落部分の補充をするときは、第二十九条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条中「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の六第一項」と、明細書等の引用補充」とあるのは「欠落部分の補充」と読み替えるものとする。

第二十九条の二の見出し中「明細書等の補充」を「欠落部分の補充」に改め、同条第一項中「同条第一項第四号」を「同項第四号」に改め、発見したときは、「の下に」規則<sup>20. 5</sup>(a)(i)又は<sup>20. 5</sup>(a)(ii)の規定により「を加え、手続の補充」を「当該部分（以下第二十九条の十まで、第三十七条及び第三十七條の二において「欠落部分」という。）の補充」に改め、同条第二項中「出願人は、前項の」を前項の規定による命令があつたときは、出願人は、同項に規定する」に改め、「限り、」の下に「特許庁長官に」を加え、同条第三項中「手続の補充」を「欠落部分の補充」に、「第二十九条の五まで」を「第二十九条の十まで、第三十七条及び第三十七條の二」に、「様式第十二」を「様式第十二」に、「意見書は、」を「意見書の提出は」に改め、「様式第十一の八により」の下に、「それぞれ」を加え、「作成」を削り、同条を第二十九条の六とし、第二十九条の次に次の四条を加える。

(優先権の主張の基礎となる出願の明細書等の引用による補充)

第二十九条の二 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、当該認定に係る国際出願が同項第四号に該当する場合（当該認定に係る国際出願の願書に優先権の主張が記載されている場合であつて、かつ、規則<sup>4. 18</sup>の規定により当該認定に係る国際出願に含まれていない明細書又は請求の範囲が当該優先権の主張の基礎となる出願に含まれている旨の陳述をした場合に限る。）には、規則<sup>20. 3</sup>(a)(ii)の規定により出願人に対し、書面により明細書又は請求の範囲の補充を二月以内にすべきことを命じなければならない。

2 前項の規定による命令があつたときは、出願人は、同項に規定する期間内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による命令に基づく明細書又は請求の範囲の補充（以下第二十九条の五まで、第三十七条及び第三十七條の二において単に「明細書等の引用補充」という。）は様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書の提出は様式第十一の七又は様式第十一の八により、それぞれしなければならない。

(明細書等の引用補充の特例)

第二十九条の三 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月間に限り、明細書等の引用補充をすることができる。

(優先権の主張の基礎となる出願の写し等の提出)

第二十九条の四 出願人は、第二十九条の二第一項の規定による明細書等の引用補充をするときは、次のいずれかに該当する場合を除き、特許庁長官に、優先権の主張の基礎となる出願の写し（当該出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、当該出願の写し及び当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文）を、同項に規定する期間内に提出しなければならない。

- 一 出願人が、第二十一条第一項の規定により優先権書類を特許庁長官に提出した場合
- 二 出願人が、特許庁長官に対し、第二十一条第三項の規定による請求をした場合

三 出願人が、規則<sup>17. 1</sup>(2)(b)の規定による請求をした場合

2 前項の規定により提出すべき出願の写し（当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文を含む。）の提出は、様式第十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

3 前二項の規定は、第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充をする場合に準用する。

(国際出願日の認定及びその通知)

第二十九条の五 特許庁長官は、出願人が第二十九条の二第一項の規定による明細書等の引用補充を同項に規定する期間内にしたときは、当該明細書等の引用補充に係る国際出願の国際出願日を規則<sup>20. 3</sup>(b)(i)又は<sup>20. 3</sup>(b)(ii)の規定により認定しなければならない。ただし、国際出願日として認定する日が法第四条第三項の規定により認定された国際出願日以前の日となるときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、出願人が第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

第三十七条第一項及び第三十七條の二第一項中、「その手続の補充」の下に、「明細書等の引用補充、欠落部分の補充」を加える。

様式第七中備考以外の部分を次のように改める。